

いの町まん延防止等重点措置等対応臨時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いの町補助金交付規則(平成16年いの町規則第45号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、いの町まん延防止等重点措置等対応臨時支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月から9月の期間に国が発令したまん延防止等重点措置及び高知県の感染症対応ステージ「非常事態」の適用に伴い、事業活動に影響を受けた法人格を有する事業者及び個人事業者等に対し、支援金を交付する。

(支援対象者)

第3条 支援の対象者は次の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) まん延防止等重点措置及び高知県の感染症対応ステージ「非常事態」の適用に伴い、令和3年8月および9月のそれぞれの月において、前年又は前々年同期と比較して、1日当たりの平均売上げが15%以上30%未満減少しているもの
- (2) 令和3年10月1日現在、いの町内に事業所を有し、事業収入を得、今後も事業継続の意思がある事業者
- (3) 令和2年8月1日までに創業し、事業収入を得、継続して事業を行っているもの
- (4) 令和3年8月および9月のそれぞれの月売上げにおいて、国の「月次支援金」又は県の「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」の対象事業者でないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号。)に規定する「性風俗関連特殊営業」・当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業所に該当しないこと
- (6) 政治団体に該当しないこと
- (7) 宗教上の組織若しくは団体にないこと

(8) 申請者、申請事務所の代表者、役員又はその他の従業員若しくは構成員等が、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員、同条第3項に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

(9) 本支援金の趣旨、目的に照らして適当でない町長が判断する事業者でないこと

(10) 町民又は法人で町税等を完納しているもの
(支援金額)

第4条 支援金額は次により算定した額とする。

(1) 支援金の額は、別表第1に定める算出方法とする。

(2) 支援金の額は、1月につき15万円を上限とする。

(3) 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請及び交付申請の制限)

第5条 支援金の交付を受けようとするものは、いの町まん延防止等重点措置等対応臨時支援金交付申請書（様式第1号-1、第1号-2（以下「申請書」という。）に、いの町商工会（以下「商工会」という。）が証明する新型コロナウイルス感染症の影響による売上高減少の証明書（様式第2号-1、第2号-2）、誓約書（様式第3号-1、第3号-2）、別表第2に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請は、1事業者につき、各月1回限りとする。

3 支援金の交付申請は令和4年1月31日までに行わなければならない。

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ適正と認めた場合は支援金の交付を決定し、いの町まん延防止等重点措置等対応臨時支援金交付決定通知書（様式第4号）により通知し、支援金を交付しない決定をしたときは、いの町まん延防止等重点措置等対応臨時支援金不交付決定通知書（様式第5号）により通知をするものとする。

(支援金の請求及び支払い)

第7条 前条の規定に基づく支援金の交付決定を受けた者は、いの町まん延防止等重点措置等対応臨時支援金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに口座振込により支援金を交付しなければならない。

（支援金の実績報告）

第8条 実績は申請書の申請額を実績額とみなし、報告は省略する。

（立入検査等）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（支援金の交付の決定の取消し）

第10条 町長は、第6条の規定により支援金の交付の決定を行った場合において、立入検査等の結果、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

（1）第3条の要件に該当しない事実が明らかになったとき。

（2）第5条で定める申請書および添付書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。

（3）正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、支援金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、支援金の交付等に関し、町長の指示に従わなかったとき。

（加算金及び延滞金）

第11条 対象事業者は、前条の規定に基づく交付の決定の取消しに係る支援金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る支援金の受領の日から返還の

日までの日数に応じ、支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（情報の開示）

第12条 支援金の交付又は対象事業者に関して、いの町情報公開条例（平成16年の町条例第16号。）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年10月15日から施行する。

（告示の失効）

- 2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

【売上の減少率の算出方法】

A：令和3年8月又は9月の月売上高

B：令和3年8月又は9月の営業日数

$$A \div B = C \text{ (令和3年8月又は9月の1日平均売上額)}$$

D：令和2年（又は令和元年）8月又は9月の月売上高

E：令和2年（又は令和元年）8月又は9月の営業日数

$$D \div E = F \text{ (令和2年（又は令和元年）8月又は9月の1日平均売上額)}$$

$$(F - C) \div F \times 100 = 30\% > \underline{\hspace{2cm}} \% \geq 15\%$$

【申請額の算出方法】

$$D - A = G \text{ (売上高の減少額) ①}$$

交付上限額は1月につき15万円 ②

※ ①と②の低いほうの金額を申請額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

別表第2（第5条関係）

① 令和元年又は令和2年中の収入がわかる書類の写し

【個人の場合】

- ・ 所得税確定申告書第一表、又は町県民税申告書の控え
- ・ 青色申告の方は「所得税青色申告決算書」の控え
- ・ 白色申告の方は、収支内訳書と申告の基礎となった帳簿等の資料（月々の収入額が記載されたもの）

【法人の場合】

- ・ 令和元年度又は令和2年度の対象月を含む確定申告書別表一の控え（1枚）及び法人事業概況説明書の控え（2枚）

② 令和3年中の収入がわかる書類の写し

【個人・法人共通】

- ・ 令和3年1月から9月までの収入がわかる売上台帳や帳面など、令和3年中分の確定申告等の基礎となる資料

③ 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者のもの）

- ・ 運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・保険証等（いずれか1つ）